

生活保護基準・27年度版 (1人暮らしの場合の月額)

(この額より収入が少なかったら生保開始になる基準) (下線部が変更点)

	1級地の1(都会) の保護基準 計25万9530円	2級地の1 の保護基準 計22万8280円	3級地の2 の保護基準 計20万3850円
1類(食費)20~40歳の額	38430円	34740円	31060円
2類(光熱・衣服・雑費)	40800円	36880円	32970円
障害者加算(手帳1・2級)	26310円	24470円	22630円
重度障害者加算(7月~)	14480円	14480円	14480円
他人介護料一般基準(全国同額)	69710円	69710円	69710円
住宅扶助	69800円	48000円	33000円
(↑各県で違う)	(↑東京都の額)	(↑高松市の額)	(↑北海道の額)

★介護の必要ない人は重度障害者加算と他人介護料一般基準を引いた額(ヘルパー制度等で必要な介護がすべて足りている場合は他人介護料一般基準を引いた額)が生保基準になります。

★実際には他人介護料特別基準の所長承認や大臣承認で生保額は増えます。

★この表に載っている部分は申請して原則14日以内に受けられます。特別基準の部分はそれ以上かかります。(電話で毎日進行を聞かないと特別基準の書類は棚ざらしにされることがあるので注意)

◆厚労省保護課係長談:「生保を受けられるかどうかの『生保基準』の算定に、『介護の必要な障害者の場合は、住宅扶助と他人介護料一般基準を入れるよう』各地の福祉事務所のワーカーに指導しているのですが、守られていない場合は指導しますので連絡ください。」

★ ↑ 生保基準について、福祉事務所のワーカーが無知な場合、①この表を見せて指摘してください。②それでもだめなら、当会制度係に連絡いただければ、厚労省保護課から指導してもらいます。

生活保護を受けると、介護料・敷金礼金・家賃・住宅改造費・福祉機器費を受けられる

障害者が使える家賃助成制度・20万円以上の住宅改造費・介護料制度で、全国どこでも同一制度で利用できるものは生活保護の中にある制度だけです。

生活保護でなくても使える、他の介護等の制度を作っていく行政交渉は引き続き続けていかねばなりません。行政交渉をする前提として、いま現在一人暮らしの重度障害者が1人以上いないと「当事者としての効果のある交渉」はできないので、とりあえず自分で制度を作るまでは生活保護をとって生活するしかありません。

27年度の生保の基準額は、以下のようになります。

他人介護料	一般基準約7万円から大臣承認は13万円台～18万円台
家賃	住宅扶助特別基準1.3倍額 東京都の1・2級地例 月6万9800円
住宅改造	生活福祉資金と生保を併用して 全国一律250万円
高額福祉機器	生活福祉資金と生保を併用して 全国一律170万円

*詳しくは資料集4巻「生活保護と住宅改造・福祉機器の制度」をご覧ください。

★生活保護は、資産がなくて、収入が「年金と特別障害者手当」だけの一人暮らし障害者（介護の必要な人）なら、誰でも受けられます。

★いわゆる憲法で定められた「最低限度の生活」以下の生活状態の人は生活保護でその差額を公費で埋められると保護法で規定されています。「最低限度の生活」は、お金に直すと「生保基準」（最も田舎の“3級地の2”の所で20万円以上、東京の“1級地の1”の所で26万円以上）というものになり、月々の収入がこの金額以下なら生保が開始されます。

★現在「年金と特別障害者手当（11万円弱）」で暮らしている一人暮らし障害者は、全員『憲法違反の最低基準以下の生活』をしていることになります。

生活保護の受け方

単身の全身性障害者は生活保護を受けやすく、全国どこでも、収入が月19万円～26万円以下なら受けられます。（貯金などの資産があれば、生活保護で受けられる額を毎月介護料・家賃などに使い、使い切り次第申請できます。）

収入とは、①障害年金、②特別障害者手当（この2つ合計で11万円弱）、③仕送りなど、④給与（ただし一定の控除あり）、⑤保険の受取額、などの合計になります。これらの合計が、（1人暮らしの場合）3級地の2なら月19万円以下、1級地の1なら26万円以下なら生活保護を受けられます。（ただし、ヘルパー制度で介護時間が足りている場合は、他人介護料一般基準額＝約7万円弱だけ低い額になります）。

資産がある場合、すぐには生活保護を受けられません。例えば、貯金がある場合、アパートを借りる敷金礼金に使う、住宅改造をする、リフトカーを買う、福祉機器、介護費用、研修旅行、東京などで行われている自立生活プログラムやピアカウンセリングの講座などに参加（いずれも、介護者2人の交通費と介護料も支払えば、かなりの額になります）、などに使い切ってください。それでも余る場合、毎月、「大臣承認介護料+家賃」の額（約20万円）を毎月貯金から下ろして、介護料や家賃に使って行ってください。（この額は、生活保護が開始されたら生活保護制度として受けられますので、貯金が尽きても、同じ生活を生活保護を受けながら継続できます）。

家や土地の資産がある場合、基本的には売却してお金を使い切るまでは、生活保護は受けられません。ただし、現在、住居として使っている家屋は、その地域の生保の家賃基準で借りられる広さ程度の場合、保有が認められます。もっと広い場合は、空いている部屋を間貸しに出すなどして、収入に加える努力をすることで、保有が認められます。これらの場合、自分の家があるので、生活保護の住宅扶助は受けられません。

生活保護 27 年度基準表（月額）

3 ページ前の生活保護基準額の表を見ながらこのページの基準額詳細をご覧ください。生活保護基準額以下の収入の障害者は、資産がなければ、生活保護を受けられます。（たとえば、基礎年金と特別障害者手当のみの方は収入が月 11 万円以下ですが、生保基準は月 19 万円から 26 万円です）。

第 1 類 基準額 円

年齢 \ 級地別	1 級地 - 1	1 級地 - 2	2 級地 - 1	2 級地 - 2	3 級地 - 1	3 級地 - 2
0歳 ~ 2歳	<u>26,660</u>	<u>25,520</u>	<u>24,100</u>	<u>23,540</u>	<u>22,490</u>	<u>21,550</u>
3歳 ~ 5歳	<u>29,970</u>	<u>28,690</u>	<u>27,090</u>	<u>26,470</u>	<u>25,290</u>	<u>24,220</u>
6歳 ~ 11歳	<u>34,390</u>	<u>32,920</u>	<u>31,090</u>	<u>30,360</u>	<u>29,010</u>	<u>27,790</u>
12歳 ~ 19歳	<u>39,170</u>	<u>37,500</u>	<u>35,410</u>	<u>34,580</u>	<u>33,040</u>	<u>31,650</u>
20歳 ~ 40歳	<u>38,430</u>	<u>36,790</u>	<u>34,740</u>	<u>33,930</u>	<u>32,420</u>	<u>31,060</u>
41歳 ~ 59歳	<u>39,360</u>	<u>37,670</u>	<u>35,570</u>	<u>34,740</u>	<u>33,210</u>	<u>31,810</u>
60歳 ~ 69歳	<u>38,990</u>	<u>37,320</u>	<u>35,230</u>	<u>34,420</u>	<u>32,890</u>	<u>31,510</u>
70歳以上	<u>33,830</u>	<u>32,380</u>	<u>30,580</u>	<u>29,870</u>	<u>28,540</u>	<u>27,340</u>

・ 1 人世帯は額が下がるが、2 人世帯以上は上がる。5 人以上はHP 参照。

第 2 類 基準額 円

基準額	世 帯 人 員 別			
	1 人	2 人	3 人	4 人
1 級地 - 1	<u>40,800</u>	<u>50,180</u>	<u>59,170</u>	<u>61,620</u>
1 級地 - 2	<u>39,050</u>	<u>48,030</u>	<u>56,630</u>	<u>58,970</u>
2 級地 - 1	<u>36,880</u>	<u>45,360</u>	<u>53,480</u>	<u>55,690</u>
2 級地 - 2	<u>36,030</u>	<u>44,310</u>	<u>52,230</u>	<u>54,390</u>
3 級地 - 1	<u>34,420</u>	<u>42,340</u>	<u>49,920</u>	<u>51,970</u>
3 級地 - 2	<u>32,970</u>	<u>40,550</u>	<u>47,810</u>	<u>49,780</u>

・ 1 人世帯は額が下がるが、2 人世帯以上は上がる。5 人以上はHP 参照。

上記の表のほか11月～3月は暖房費用等がかさむため、全国6段階の冬季加算がある。例として3つの級地の1人世帯の額を以下に挙げる。

冬季加算（1人世帯の額）		1級地1	2級地1	3級地2
I区	北海道, 青森, 秋田	<u>12,540</u>	<u>12,540</u>	<u>12,540</u>
II区	岩手, 山形, 新潟	<u>8,860</u>	<u>8,860</u>	<u>8,860</u>
III区	宮城, 福島, 富山, 長野	<u>7,320</u>	<u>7,320</u>	<u>7,320</u>
IV区	石川, 福井	<u>6,660</u>	<u>6,660</u>	<u>6,660</u>
V区	栃木, 群馬, 山梨, 岐阜, 鳥取, 島根	<u>4,540</u>	<u>4,540</u>	<u>4,540</u>
VI区	その他(例:茨城, 東京～沖縄)	<u>2,580</u>	<u>2,580</u>	<u>2,580</u>

障害者加算（1・2級）

級地別	在宅	
1級地	<u>26,310</u>	
2級地	<u>24,470</u>	
3級地	<u>22,630</u>	

いわゆる重度障害者加算

特別障害者手当対象者（常時の介護を必要とするもの）
全級地共通 14,480円 (27年4月から)

以上の他、更に詳しくはHP新着ページ左の生保メニューに掲載中。

住宅扶助

全都道府県・指定都市・中核市ごとに、基準額がある。

家賃の補助。実際の家賃が基準額以下ならば、家賃額までしか出ません。

次頁からの下の表は特別基準です。一般基準はもっと低いです。

26年度までは室内で車椅子利用する障害者の1人暮らしの場合は1人用の1.3倍額=2人～6人用基準を適用でしたが、27年度7月からは、従来の2人用の金額を1人用にしていますので、この特例はなくなります。

(家賃水準が下がっている地域では金額を下げています。逆に家賃相場が上がった地域では基準額をあげています)

この表の額は最高額のため、各市町村の生活できる広さの賃貸物件の相場がこの基準額より低い場合は、実際の相場までしか出ません。ただ、介護が必要な障害者の場合は、それなりの広さを必要としたり、物件の立地がヘルパーの通える場所でなくてはいけないとか、病院にヘルパー介助で車いすで歩いて通える必要があるとか、様々な制約がありますので、実際に生活するのに必要不可欠な条件の賃貸物件を借りられるかどうかで判断しなければいけません。保護課の職員は障害者の生活の専門家ではありませんから、個別に詳しく理由を説明して理解してもらうことが必要な場合もあります。

平成27年度生活保護の住宅扶助特別基準額

次ページから都道府県（府県内同額の政令市・中核市含む）・政令市・中核市の順に掲載。

2 「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の(1)のオによる額

都道府県 (別記1)	級地	1人 (別記10)	2人 (別記11)	3人 (別記12)	4人 (別記13)	5人 (別記14)	6人 (別記15)	7人以上 (別記16)
北海道	1級地	37,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
北海道	2級地	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	51,000円	54,000円
北海道	3級地	33,000円	35,000円	38,000円	40,000円	43,000円	43,000円	45,000円
青森県	3級地	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	51,000円	54,000円
岩手県	3級地	40,000円	43,000円	47,000円	50,000円	53,000円	53,000円	56,000円
宮城県	2級地	45,100円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
宮城県	3級地	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
秋田県	3級地	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
山形県	2級地	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
山形県	3級地	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
福島県	2級地	47,000円	50,000円	54,000円	58,000円	61,000円	61,000円	65,000円
福島県	3級地	43,000円	46,000円	50,000円	53,000円	56,000円	56,000円	59,000円
茨城県	2級地	46,000円	50,000円	53,000円	57,000円	60,000円	60,000円	64,000円
茨城県	3級地	44,000円	48,000円	51,000円	54,000円	58,000円	58,000円	61,000円
栃木県	2級地	41,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
栃木県	3級地	41,800円	45,000円	48,000円	52,000円	55,000円	55,000円	58,000円
群馬県	2級地	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	51,000円	54,000円
群馬県	3級地	39,900円	43,000円	46,000円	49,000円	52,000円	52,000円	55,000円

埼玉県	1級地	62,000円	67,000円	72,000円	76,000円	81,000円	81,000円	86,000円
埼玉県	2級地	56,000円	60,000円	65,000円	69,000円	73,000円	73,000円	77,000円
埼玉県	3級地	48,000円	52,000円	56,000円	59,000円	63,000円	63,000円	67,000円
千葉県	1級地	59,800円	64,000円	69,000円	74,000円	78,000円	78,000円	83,000円
千葉県	2級地	53,000円	57,000円	62,000円	66,000円	70,000円	70,000円	74,000円
千葉県	3級地	48,400円	52,000円	56,000円	60,000円	63,000円	63,000円	67,000円
東京都	1級地	69,800円	75,000円	81,000円	86,000円	91,000円	91,000円	97,000円
東京都	2級地	59,000円	63,000円	68,000円	72,000円	77,000円	77,000円	81,000円
東京都	3級地	53,200円	57,000円	61,000円	65,000円	70,000円	70,000円	74,000円
神奈川県	1級地	53,000円	57,000円	62,000円	66,000円	70,000円	70,000円	74,000円
神奈川県	2級地	53,000円	57,000円	62,000円	66,000円	70,000円	70,000円	74,000円
神奈川県	3級地	53,000円	57,000円	62,000円	66,000円	70,000円	70,000円	74,000円
新潟県	2級地	41,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	57,000円
新潟県	3級地	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
富山県	2級地	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
富山県	3級地	29,000円	31,000円	33,000円	35,000円	37,000円	37,000円	40,000円
石川県	2級地	40,000円	43,000円	47,000円	50,000円	53,000円	53,000円	56,000円
石川県	3級地	40,100円	43,000円	47,000円	50,000円	53,000円	53,000円	56,000円
福井県	2級地	41,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
福井県	3級地	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	51,000円	54,000円
山梨県	2級地	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
山梨県	3級地	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	51,000円	54,000円
長野県	2級地	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
長野県	3級地	41,300円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	57,000円

都道府県 (別記1)	級地	1人 (別記10)	2人 (別記11)	3人 (別記12)	4人 (別記13)	5人 (別記14)	6人 (別記15)	7人以上 (別記16)
岐阜県	2級地	41,800円	45,000円	48,000円	52,000円	55,000円	55,000円	58,000円
岐阜県	3級地	37,700円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
静岡県	2級地	48,000円	52,000円	56,000円	59,000円	63,000円	63,000円	67,000円
静岡県	3級地	48,300円	52,000円	56,000円	60,000円	63,000円	63,000円	67,000円
愛知県	2級地	48,100円	52,000円	56,000円	59,000円	63,000円	63,000円	67,000円
愛知県	3級地	46,600円	50,000円	54,000円	58,000円	61,000円	61,000円	65,000円
三重県	2級地	45,800円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
三重県	3級地	43,400円	47,000円	50,000円	53,000円	57,000円	57,000円	60,000円
滋賀県	2級地	53,000円	57,000円	62,000円	66,000円	70,000円	70,000円	74,000円
滋賀県	3級地	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
京都府	1級地	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	68,000円	72,000円
京都府	2級地	48,000円	52,000円	56,000円	59,000円	63,000円	63,000円	67,000円
京都府	3級地	47,000円	50,000円	54,000円	58,000円	61,000円	61,000円	65,000円
大阪府	1級地	51,000円	55,000円	59,000円	62,000円	66,000円	66,000円	70,000円
大阪府	2級地	49,000円	53,000円	57,000円	61,000円	65,000円	65,000円	68,000円
大阪府	3級地	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
兵庫県	1級地	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	68,000円	72,000円
兵庫県	2級地	51,000円	55,000円	59,000円	62,000円	66,000円	66,000円	70,000円
兵庫県	3級地	42,000円	45,000円	48,000円	52,000円	55,000円	55,000円	58,000円
奈良県	2級地	47,000円	50,000円	54,000円	58,000円	61,000円	61,000円	65,000円
奈良県	3級地	43,000円	46,000円	50,000円	53,000円	56,000円	56,000円	59,000円

和歌山県	3級地	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
鳥取県	2級地	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
鳥取県	3級地	44,000円	48,000円	51,000円	54,000円	58,000円	58,000円	61,000円
島根県	2級地	44,000円	48,000円	51,000円	54,000円	58,000円	58,000円	61,000円
島根県	3級地	37,000円	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	48,000円	51,000円
岡山県	2級地	45,000円	49,000円	52,000円	56,000円	59,000円	59,000円	63,000円
岡山県	3級地	40,000円	43,000円	47,000円	50,000円	53,000円	53,000円	56,000円
広島県	1級地	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
広島県	2級地	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
広島県	3級地	43,000円	46,000円	50,000円	53,000円	56,000円	56,000円	59,000円
山口県	2級地	40,000円	43,000円	47,000円	50,000円	53,000円	53,000円	56,000円
山口県	3級地	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	51,000円	54,000円
徳島県	2級地	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
徳島県	3級地	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
香川県	3級地	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
愛媛県	3級地	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
高知県	3級地	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
福岡県	2級地	41,100円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
福岡県	3級地	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
佐賀県	2級地	39,400円	42,000円	45,000円	48,000円	52,000円	52,000円	55,000円
佐賀県	3級地	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円

都道府県 (別記1)	級地	1人 (別記10)	2人 (別記11)	3人 (別記12)	4人 (別記13)	5人 (別記14)	6人 (別記15)	7人以上 (別記16)
長崎県	2級地	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
長崎県	3級地	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
熊本県	2級地	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
熊本県	3級地	43,000円	46,000円	50,000円	53,000円	56,000円	56,000円	59,000円
大分県	2級地	36,000円	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	48,000円	50,000円
大分県	3級地	34,600円	37,000円	40,000円	43,000円	45,000円	45,000円	48,000円
宮崎県	3級地	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
鹿児島県	3級地	31,500円	34,000円	36,000円	39,000円	41,000円	41,000円	44,000円
沖縄県	3級地	41,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円

2 「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の(1)のオによる額

都道府県 (別記1)	地域	1人 (別記10)	2人 (別記11)	3人 (別記12)	4人 (別記13)	5人 (別記14)	6人 (別記15)	7人以上 (別記16)
札幌市	政令指定都市	46,000円	50,000円	54,000円	58,000円	61,000円	61,000円	66,000円
仙台市	政令指定都市	48,000円	52,000円	56,000円	59,000円	63,000円	63,000円	67,000円
さいたま市	政令指定都市	59,000円	63,000円	68,000円	72,000円	77,000円	77,000円	81,000円
千葉市	政令指定都市	53,000円	57,000円	62,000円	66,000円	70,000円	70,000円	74,000円
横浜市	政令指定都市	68,000円	73,000円	78,000円	83,000円	88,000円	88,000円	94,000円
川崎市	政令指定都市	69,800円	75,000円	81,000円	86,000円	91,000円	91,000円	97,000円
相模原市	政令指定都市	53,000円	57,000円	62,000円	66,000円	70,000円	70,000円	74,000円
新潟市	政令指定都市	46,200円	50,000円	53,000円	57,000円	60,000円	60,000円	64,000円
静岡市	政令指定都市	51,000円	55,000円	59,000円	62,000円	66,000円	66,000円	70,000円
浜松市	政令指定都市	49,000円	53,000円	57,000円	60,000円	64,000円	64,000円	68,000円
名古屋市	政令指定都市	48,000円	52,000円	56,000円	59,000円	63,000円	63,000円	67,000円
京都市	政令指定都市	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	68,000円	72,000円
大阪市	政令指定都市	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	68,000円	72,000円
堺市	政令指定都市	49,000円	53,000円	57,000円	61,000円	65,000円	65,000円	68,000円
神戸市	政令指定都市	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	68,000円	68,000円	72,000円
岡山市	政令指定都市	48,000円	52,000円	56,000円	59,000円	63,000円	63,000円	67,000円
広島市	政令指定都市	49,000円	53,000円	57,000円	61,000円	65,000円	65,000円	68,000円
北九州市	政令指定都市	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
福岡市	政令指定都市	47,000円	50,000円	54,000円	58,000円	61,000円	61,000円	65,000円
熊本市	政令指定都市	40,400円	44,000円	47,000円	50,000円	53,000円	53,000円	56,000円

旭川市	中核市	36,000円	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	48,000円	50,000円
青森市	中核市	40,300円	43,000円	47,000円	50,000円	53,000円	53,000円	56,000円
盛岡市	中核市	40,000円	43,000円	47,000円	50,000円	53,000円	53,000円	56,000円
秋田市	中核市	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
郡山市	中核市	39,000円	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	51,000円	54,000円
いわき市	中核市	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
宇都宮市	中核市	49,500円	53,000円	57,000円	61,000円	65,000円	65,000円	69,000円
前橋市	中核市	44,500円	48,000円	51,000円	55,000円	58,000円	58,000円	62,000円
高崎市	中核市	44,500円	48,000円	51,000円	55,000円	58,000円	58,000円	62,000円

川越市	中核市	55,000円	59,000円	63,000円	67,000円	71,000円	71,000円	76,000円
越谷市	中核市	56,000円	60,000円	65,000円	69,000円	73,000円	73,000円	77,000円
船橋市	中核市	56,000円	60,000円	65,000円	69,000円	73,000円	73,000円	77,000円
柏市	中核市	53,000円	57,000円	62,000円	66,000円	70,000円	70,000円	74,000円
八王子市	中核市	69,800円	75,000円	81,000円	86,000円	91,000円	91,000円	97,000円
横須賀市	中核市	57,000円	62,000円	66,000円	70,000円	75,000円	75,000円	79,000円
富山市	中核市	43,000円	46,000円	50,000円	53,000円	56,000円	56,000円	59,000円
金沢市	中核市	43,000円	46,000円	50,000円	53,000円	56,000円	56,000円	59,000円
長野市	中核市	47,000円	50,000円	54,000円	58,000円	61,000円	61,000円	65,000円
岐阜市	中核市	41,600円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円

都道府県 (別記1)	地域	1人 (別記10)	2人 (別記11)	3人 (別記12)	4人 (別記13)	5人 (別記14)	6人 (別記15)	7人以上 (別記16)
豊橋市	中核市	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
岡崎市	中核市	48,000円	52,000円	56,000円	59,000円	63,000円	63,000円	67,000円
豊田市	中核市	48,600円	52,000円	56,000円	60,000円	64,000円	64,000円	67,000円
大津市	中核市	51,000円	55,000円	59,000円	62,000円	66,000円	66,000円	70,000円
枚方市	中核市	49,000円	53,000円	57,000円	61,000円	65,000円	65,000円	68,000円
豊中市	中核市	55,000円	59,000円	63,000円	67,000円	71,000円	71,000円	76,000円
高槻市	中核市	51,000円	55,000円	59,000円	62,000円	66,000円	66,000円	70,000円
東大阪市	中核市	49,000円	53,000円	57,000円	61,000円	65,000円	65,000円	68,000円
経路市	中核市	49,000円	53,000円	57,000円	61,000円	65,000円	65,000円	68,000円
尼崎市	中核市	55,300円	60,000円	64,000円	68,000円	72,000円	72,000円	77,000円
西宮市	中核市	55,300円	60,000円	64,000円	68,000円	72,000円	72,000円	77,000円
奈良市	中核市	49,000円	53,000円	57,000円	61,000円	65,000円	65,000円	68,000円
和歌山市	中核市	44,000円	48,000円	51,000円	54,000円	58,000円	58,000円	61,000円
倉敷市	中核市	46,000円	49,000円	53,000円	56,000円	60,000円	60,000円	63,000円
福山市	中核市	44,000円	48,000円	51,000円	54,000円	58,000円	58,000円	61,000円
下関市	中核市	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円
高松市	中核市	48,000円	52,000円	56,000円	59,000円	63,000円	63,000円	67,000円
松山市	中核市	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
高知市	中核市	42,000円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円
久留米市	中核市	40,000円	43,000円	47,000円	50,000円	53,000円	53,000円	56,000円
長崎市	中核市	47,000円	50,000円	54,000円	58,000円	61,000円	61,000円	65,000円
大分市	中核市	38,000円	41,000円	44,000円	46,000円	49,000円	49,000円	52,000円

宮崎市	中核市	38,300円	41,000円	44,000円	47,000円	50,000円	50,000円	53,000円
鹿児島市	中核市	41,100円	44,000円	47,000円	51,000円	54,000円	54,000円	57,000円
那覇市	中核市	41,800円	45,000円	48,000円	51,000円	54,000円	54,000円	58,000円

以上は生活費で、以下は生活費に使えない（介護事業者等に支払う）もの。

他人介護加算（27年度基準額）

（いわゆる一般基準）：全級地共通	月 6万9710円
（福祉事務所長承認）：全級地共通	月 10万4570円
（大臣承認）：級地とは別の基準 各都道府県の賃金水準で全国を四段階に分けている	月 18万5000円（東京ほか） 月 16万9500円（大阪ほか） 月 15万7400円（茨城ほか） 月 13万8800円（その他）

他人介護料大臣承認の地域詳細（26年度の受給者のいる自治体）

東京ほか→東京都・埼玉県・千葉県・さいたま市・千葉市・横浜市・柏市

大阪ほか→大阪府・大阪市・堺市・高槻市・東大阪市

茨城ほか→茨城県・群馬県・三重県・滋賀県・兵庫県・静岡県・静岡市・名古屋市・神戸市・岐阜市・前橋市・宇都宮市・奈良市・和歌山市・姫路市・西宮市

その他→岩手県、宮城県、山形県、福井県、福島県、長野県、広島県、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県、沖縄県、札幌市、北九州市、盛岡市、富山市、金沢市、新潟市、松山市、熊本市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

（解説）24時間重度訪問介護の制度が使える地域が増えたため、大臣承認の利用者のいなくなった道府県・中核市・政令市が増えてきていますが、全国どこでも申請すれば受けられます。

なお、大臣承認の継続申請書セットは、相談会員には、指定介護事業所や税務報告をしている法人などと介護契約をしているか確認のうえ継続申請セットをお送りしますので、制度係にお問い合わせください。

生活保護には、以上のほか、様々な加算や、控除（25年度より勤労控除が拡大され月1万5200円までは全額控除に）、特例などがあります。1～3級地の区別は全国1800市町村ごとに物価等を元に決められています。（大都市部が「1級地－1」）自分の市町村の級地を知るには、自分の市町村役場の保護課に電話して聞くか、当会ホームページの生保コーナーの基準額のページか、以下の冊子巻末に掲載されていますので参照してください。

生活保護手帳：全社協発行：2500円程度：毎年、新年度版が夏頃（25年度は9月）に発行される。書店で注文可能。（役所の生活保護の担当者（ケースワーカー）は、これを見ながら仕事をしています）
--